

# 九州産廃株式会社における 廃棄物の不適正処理について

九州産廃株式会社の菊池事業所で、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に違反する廃棄物の不適正処理の事案が発生しました。これまでの経緯と今後について報告します。

【問い合わせ先】環境課廃棄物対策係 ☎0968(25)7217

## ■不適正処理の内容

- 発生した不適正処理の内容は、次の3点です。
- ①埋立終了処分場への廃棄物の埋め込み
  - ②調整池への廃棄物の埋め込み
  - ③安定型処分場への埋立可能品目以外の廃棄物の埋め込み

緊急検査の結果、これによる水質汚染などの周辺環境への影響は出ていません。

この件は、本年2月に県への通報により発覚し、市は県と合同で、2月から5月にかけて菊池事業所の現地確認や関係者からの聞き取りを行い、その後、国や弁護士などの専門家への意見聴取などを踏まえ、九州産廃株式会社（以下「会社」）の廃棄物処理業の許可取消しも含め、違反行為に対する処分を検討してきました。

## ■会社からの申し出

検討の過程で、本年7月に会社から、次の3点の申し出がありました。

- ①菊池事業所での廃棄物処理業の全部廃止および廃止後の維持管理に専念

すること

- ②現代表取締役の代表取締役からの辞職および取締役からの辞任
- ③現代表取締役が保有する株式の無議決権化

## ■市と県の対応

市と県は、7月12日から29日にかけて、環境保全協定に基づく環境保全協議会などの場で、会社の申し出の内容を聴取・確認しました。

また、これまでの経緯を、8月7日に市議会へ、また同月7日と13日に水迫地区の住民の皆さまに説明し、多くの意見をいただきました。

それらを踏まえ、会社の申し出について市と県で再度協議した結果、

- ①廃棄物処理業の許可取消しを行った場合に生じる会社の不利益に相当する内容であること
- ②菊池事業所の将来にわたる水処理を含めた維持管理の履行を確実化するものであり、新たな公費負担を生じさせないものであること
- ③違反行為に対する責任が、代表取締役の辞職として明確に示されていること

以上のことから、地域の将来にとつ

てより良いものであると判断しました。

そこで市と県は会社の申し出を受け入れることを決定し、8月14日付で会社に申し出内容の確実な履行を求め、菊池事業所内の不適正処理物の撤去と残存廃棄物の適正処理に関する措置を講ずるよう命令しました。

## ■今後について

菊池事業所の廃棄物処理業は全て終了することになり、埋立処分については来年3月まで、堆肥化処理は来年6月までになります。場内に残存する廃棄物は、処理の安全性を確保しつつ、令和4年3月までに処理が完了する見込みです。

今後、市では会社の申し出が確実に履行され、菊池事業所内の廃棄物が適正に処理されることおよび水処理を含めた維持管理が適正に実施されることを、住民代表も参加した監視委員会による現地確認や県と合同での随時の立入調査などにより厳しく監視します。また、水質調査の回数を増やすなど、周辺環境への影響を一層注視していきます。